

令和 8 年度別府競輪誘客プロモーション業務公募型プロポーザルに係る
客観的評価結果の公表

令和 8 年度別府競輪誘客プロモーション業務公募型プロポーザルが終了し受注業者が決定しましたので、その客観的な評価の結果をここに公表する。

令和 8 年 5 月 11 日

プロポーザル審査委員会委員長

1 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度別府競輪誘客プロモーション業務(競輪活性化事業)

(2) 業務目的

本業務では、別府競輪場が幅広い世代にとって親しみやすく利用しやすいレジャースポットとしての魅力を一層高め、新たな来場動機の創出に資する環境整備と情報発信力の向上を図ることを目的とする。また、既存の競輪ファンに加え、来場経験の少ない若年層・女性・家族連れ等の新たな層に対し、来場促進及びイメージ向上施策を展開し、将来的な収益基盤の強化と競輪事業の継続的な活性化を目指す。

さらに、従来施策の充実に加え、幅広い層が参加しやすいエンターテインメント性を備えたイベントや、来場者が新たな価値を感じられる企画を積極的に構築することで、別府競輪場における新規需要の掘り起こしと、多様な来場者層の定着を図る。

加えて、車券購入におけるオンライン利用の拡大を踏まえ、デジタルマーケティングを強化し、YouTube・SNS 等を活用したオンライン施策の拡充、インターネット投票利用者向けのキャンペーンの充実により、利用者満足度の向上と車券購入額の増加を図る。

(3) 業務内容

【業務 1】 ①開設 76 周年記念別府競輪 GIII イベント等運営及び広報宣伝業務

【業務 2】 別府競輪ファン感謝イベント等運営業務

【業務 3】 別府けいりん大感謝祭業務

【業務4】 来場・売上促進及びその他広報宣伝業務

(4) 業務期間

令和8年3月10日から令和9年3月31日まで

(5) 履行場所

別府市亀川東町1番36号 別府競輪場外

(6) 予算限度額

限度額 65,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 プロポーザル方式採用理由

当該業務の目的を達成するには、企画力・創造性が不可欠であるため、広く参加者を募集し、提案させることで、これらの要素を総合的に判断し、事業者を選定することができるため、公募型プロポーザル方式による選定方法を採用した。

3 スケジュール

表1 スケジュール

日 時	事 項
令和8年1月13日(火)	募集公告
令和8年1月14日(水)から 令和8年1月21日(水)まで	質問の受付期間
令和8年1月27日(火)から	質問への回答
令和8年1月14日(水)から 令和8年1月30日(金)まで	参加申込書の提出期間
令和8年2月4日(水)	参加資格審査結果通知
令和8年2月9日(月)から 令和8年2月13日(金)まで	企画提案書等の提出期間
令和8年2月26日(木)	審査(プレゼンテーション・ヒアリング)、 最優秀提案者の選定

令和 8 年 3 月 4 日（水）	審査結果の通知
令和 8 年 3 月 9 日（月）	契約締結

4 プロポーザル選定委員会の設置

事業者の審査は、透明性及び公平性を確保し、専門的知見に基づいた審査評価を行うため、有識者等で構成される「プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。）」において行った。

表 2 プロポーザル選定委員会

委員名簿	対象者
競輪関係団体に属する者	【委員長】 (公財) J K A
	(一社) 日本競輪選手会大分支部
観光及び産業関係団体に属する者	別府商工会議所
	別府市旅館ホテル組合連合会
別府市	公営事業局

5 参加資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 別府市公営事業局物品等供給契約の競争入札参加者選定要綱（令和 6 年別府市公営事業局告示第 2 号）第 2 条の競争入札参加資格者名簿に業種コード「101 広告・宣伝 001 広告・宣伝」について、令和 7 年度の入札参加資格を受けている者であること。
- (3) 公募の日からプレゼンテーション、ヒアリング及び審査（以下「プレゼンテーショ

ン等」という。)の日の前日までの間のいずれかの日においても別府市公営事業局物品等供給契約に係る競争入札参加資格制限基準(令和6年別府市公営事業局告示第21号。以下「参加資格制限基準」という。)の規定に基づく競争入札参加資格制限期間中ではないこと。

(4) プレゼンテーション等の日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(6) 経営者等(事業主又は法人の役員、支配人若しくはその支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。)でないこと。

(7) 大分県内に本社又は当市との契約について委任を受けた支店等がある法人であること。

(8) 令和2年度(契約締結日基準)以降に、元請けとして国又は地方公共団体等が発注した、公営競技(※)に関するプロモーション事業に係る業務履行実績があること。なお、プロモーション事業とは、来場者促進及び誘客事業、公営競技PR事業等を示す。

※公営競技とは、競馬法(昭和23年法律第158号)、自転車競技法(昭和23年法律第209号)、小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)、モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)に定められたものをいう。

6 参加資格審査結果

令和8年1月13日に募集公告を行い、令和8年1月30日まで、参加申込書等を受け付けたところ、次の2者から参加の申請があった。資格審査にて2者とも参加資格を有することを確認し、令和8年2月4日に全ての参加者に対し参加資格審査結果を書面にて通知した。なお、審査の公平性・公正性を確保するため、最優秀提案者を選定するまでは、企業名を匿名として審査を行った。

表3 プロポーザル参加者概要

企業名	提案者1 株式会社 大宣	提案者2 A社
-----	-----------------	------------

7 審査方法等

(1) 審査の実施

- ア 審査は、審査委員会が、公正かつ公平な審査を適切に行う。
- イ 応募者による「企画提案書等」の説明（プロジェクター使用等による40分以内のプレゼンテーション）と審査委員会による10分程度のヒアリングを行う。
- ウ プレゼンテーション等の参加者は4名までとする。また、主担当者を予定している者の出席を必須とし、原則として主担当者がプレゼンテーションを行うものとする。
- エ プレゼンテーション等は非公開とする。ただし、事務局職員及び当市関係部署職員についてはこの限りでない。

(2) 審査基準

- ア 各評価項目の評価点については、各委員の評価点の合計の平均値とする。なお、平均値は小数点以下第2位を切り捨てた値とする。
- イ 評価得点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。
最高評価得点が2者以上あるときは評価基準の「的確性・創造性（業務1～業務4）」の配点の合計がより高い者を最優秀提案者とする。この場合において、評価基準の「的確性・創造性（業務1～業務4）」の配点の合計が同点であるときは、該当者にくじを引かせ最優秀提案者を選定する。
- ウ 最低基準点を60点とし、評価得点が最も高い提案者の得点が60点未満であった場合は、最優秀企画提案者として選定しない。（応募者が1者の場合を含む。）

(3) 応募者が1者の場合の措置

応募者が1者であっても、プレゼンテーション等を行う。

(4) 審査の配点

表4 全体評価基準

項目	配点
全体方針	20点
運営体制	20点
的確性・創造性 (業務1～業務4)	60点

表5 評価基準

評価項目	評価のポイント	配点 (満点)
全体方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の基本方針を理解し、年間を通じて明確なコンセプトが示されているか。 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ・固定概念に縛られず、独創的かつ実現性があり、興味や魅力を感じる企画提案になっているか。 	10
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務履行体制や当該業務を履行するために必要な知識や経験を持ち合わせているか。 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務担当者（及び副担当者）の経験や知識、実績に問題はないか。 	10
的確性・創造性 (業務1~4)	<p>【業務1】①「開設76周年記念別府競輪GIII」イベント等運営及び広報宣伝業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力を感じる企画提案になっているか。 ・来場意欲を湧き立てるイベント等を企画しているか。 ・業務履行コンセプトが明確に設定されているか。 ・自由提案について、「来場促進・売上向上・効果的な広報宣伝」に繋がり、魅力を感じることでできる企画提案になっているか。 	20
	<p>【業務2】別府競輪ファン感謝イベント等運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務履行コンセプトが明確に設定されているか。 ・自由提案を含め、来場促進に繋がり、魅力を感じることでできる企画提案になっているか。 	10
	<p>【業務3】別府けいりん大感謝祭業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務履行コンセプト、絵コンテ等が明確に設定されており、魅力を感じる企画提案になっているか。 ・知名度及びイメージアップに繋がる企画提案か 	10
	<p>【業務4】来場・売上促進及びその他広報宣伝業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来場及び売上促進に繋がる企画提案になっているか。 ・イメージアップに繋がる企画提案になっているか。 ・PV（動画）関連は、コンセプトや絵コンテ等を明確に設定し、魅力を感じる企画提案になっているか。 ・自由提案について、来場、売上促進及び効果的な広報宣伝に繋がる企画提案になっているか。 	20

	合計点数	100
--	------	-----

(5)各評価項目の得点化

評価項目ごとに、次に示す判断基準により得点化する。

表6 5段階評価

評価	判断基準	配点率
A	特に優れている	各項目の配点×1.00
B	優れている	各項目の配点×0.75
C	概ね優れている	各項目の配点×0.50
D	やや優れている	各項目の配点×0.25
E	仕様書を満たしている程度	各項目の配点×0.00

(6) 参加者の評価得点

ア 100点満点とし、「表5 評価基準」に示す各評価項目の配点に上記の配点率を乗じたものを得点とする。

イ 各評価項目の得点は、審査委員の評価点の合計の平均値とする。なお、平均値は小数点以下第2位を切り捨てた値とし、各評価項目の平均値を合計した得点を評価得点とする。

ウ 評価得点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。最高評価得点が2者以上あるときは評価基準の「的確性・創造性（業務1～業務4）」の配点の合計がより高い者を最優秀提案者とする。この場合において、評価基準の「的確性・創造性（業務1～業務4）」の配点の合計が同点であるときは、該当者にくじを引かせ最優秀提案者を選定する。

エ 応募者が1者であっても、企画提案書等の審査、プレゼンテーション等を行う。なお、応募者が1者であり、かつ、評価得点が**60点未満**であった場合は、最優秀提案者として選定しない。

8 審査結果

表7 採点結果

項目	株式会社 大宣	A社
本業務の基本方針を理解し、年間を通じて明確なコンセプトが示されているか。	42.5点	37.5点
固定概念に縛られず、独創的かつ実現性があり、興味や魅力を感じる企画提案になっているか。	40点	30点
業務履行体制や当該業務を履行するために必要な知識や経験を持ち合わせているか。	37.5点	32.5点
業務担当者（及び副担当者）の経験や知識、実績に問題はないか。	37.5点	32.5点
【業務1】①「開設76周年記念別府競輪GIII」イベント等運営及び広報宣伝業務		
魅力を感じる企画提案になっているか。		
来場意欲を湧き立てるイベント等を企画しているか。		
業務履行コンセプトが明確に設定されているか。	75点	65点
自由提案について、「来場促進・売上向上・効果的な広報宣伝」に繋がり、魅力を感じることできる企画提案になっているか。		
【業務2】別府競輪ファン感謝イベント等運営業務		
業務履行コンセプトが明確に設定されているか。	37.5点	32.5点
自由提案を含め、来場促進に繋がり、魅力を感じることできる企画提案になっているか。		
【業務3】別府けいりん大感謝祭業務		
業務履行コンセプト、絵コンテ等が明確に設定されており、魅力を感じる企画提案になっているか。	40点	32.5点
知名度及びイメージアップに繋がる企画提案か。		
【業務4】来場・売上促進及びその他広報宣伝業務		
来場及び売上促進に繋がる企画提案になっているか。		
イメージアップに繋がる企画提案になっているか。		
PV（動画）関連は、コンセプトや絵コンテ等を明確に設定し、魅力を感じる企画提案になっているか	75点	55点
自由提案について、来場、売上促進及び効果的な広報宣伝に繋がる企画提案になっているか。		
総合計 (平均)	385点 (77点)	317.5点 (63.5点)

9 最優秀企画提案者の選定

上記の結果を基に、審査委員会では、総合計点数の高い提案者1（株式会社 大宣）を最優秀企画提案者として選定した。

10 客観的評価

本業務は、別府競輪場が幅広い世代にとって親しみやすく利用しやすいレジャースポットとしての魅力を一層高め、新たな来場動機の創出に資する環境整備と情報発信力の向上を図ることを目的とした重要な業務である。

選定委員会においては、株式会社大宣から提出された提案について、本業務の目的を的確に捉えた内容であると評価した。特に、SNSを活用した情報発信により、若年層を含む幅広い世代に対する別府競輪場の認知向上を図る企画については、有効性及び実現性の観点から高く評価された。

これらの評価を踏まえ、株式会社大宣を本業務の受託候補者として選定したものである。

限られた期間かつ過密なスケジュールの中、別府競輪の更なる発展のために多様な提案の検討及び提案書の作成にご尽力いただいた2社に対し、ここに深く感謝を申し上げ終了とする。